

■ Article ■

令和4年度税制改正大綱（後編）

税理士 宮森 俊樹

.....
本稿では、1月号に引き続き税制改正大綱のうち、主要な改正項目を解説することとする。

V 法人課税

1 人材確保等促進税制の抜本的見直し

① 適用要件

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。

この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算できる。

ただし、特別控除税額は、当期の法人税額の20%が上限とされる。

なお、所得税についても同様とされる。

また、地方税（付加価値割の課税標準から控除できる制度）も同様とされる。

② マルチステークホルダーへの配慮

企業に対し、株主のみならず従業員や取引先を含めたマルチステークホルダーに配慮した経営を行うようコミットメントを促す観点から、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届出ていることが要件とされる。

③ 手続規定の簡素化

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされる。

なお、この規定は、下記2の「中小企業における所得拡大促進税制の見直し」においても同様とされる。

④ 用語の定義

上記①における「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び

前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。) に対する給与等の支給額をいい、「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額とされる。

図表V-1 人材確保等促進税制の抜本的見直しのまとめ

区 分		現 行	改 正 案
通常要件	適用要件	国内新規雇用者の給与等支給額が前年度より2%以上増加	継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加
	税額控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額の15% (注) 雇用者給与等支給額の増加額が上限	雇用者給与等支給額の増加額の15%
上乗要件	適用要件 (賃上げ)	—————	継続雇用者給与等支給額が前年度より4%以上増加
	税額控除額	—————	雇用者給与等支給額の増加額の25% (控除率10%上乗せ)
	適用要件 (人的投資)	教育訓練費が前年度より20%以上増加 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付が必要	確定申告書に教育訓練費の明細書の保存が必要
	税額控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額の20% (控除率5%上乗せ)	雇用者給与等支給額の増加額の20% (控除率5%上乗せ)
控除上限額		当期の法人税額の20%	

2 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

① 上乗要件 (賃上げ)

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であるときは、税額控除率に15% (現行: 10%) が加算される。

② 上乗要件 (人的投資)

教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であるときは、税額控除率に10%が加算される。

また、中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明が廃止される。

③ 適用期限

税額控除率の上乗せ措置を上記①及び②のとおりとされ、その適用期限が令和6年3月31日(現行:令和5年3月31日)まで1年延長される。

なお、所得税についても同様とされる。

図表V-2 中小企業における所得拡大促進税制の見直しのまとめ

区 分	現 行	改 正 案	
通常要件	適用要件	雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加	
	税額控除額	雇用者給与等支給額の増加額の15%	
上乗要件	適用要件 (賃上げ)	雇用者給与等支給額が前年度より2.5%以上増加	
	税額控除額	雇用者給与等支給額の増加額の30%(控除率15%上乗せ)	
	適用要件 (人的投資)	教育訓練費が前年度より10%以上増加	教育訓練費が前年度より10%以上増加
		中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明	—————
		確定申告書に教育訓練費の明細書の添付が必要	確定申告書に教育訓練費の明細書の保存が必要
税額控除額	雇用者給与等支給額の増加額の25%(控除率10%上乗せ)	雇用者給与等支給額の増加額の25%(控除率10%上乗せ)	
控除上限額	当期の法人税額の20%		

3 租税特別措置法の不適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、賃上げ及び設備投資に積極的でない資本金1億円超の大企業に対し果敢な経営判断を促すため、生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)が不適用とされる措置について、図表V-3に掲げる見直しが行われる。

なお、特定税額控除規定とは、研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資等の促進に係る税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制とされる。

図表 V - 3 特定税額控除規定の不適用要件の見直し

区 分		現 行	改 正 案
所得金額要件		所得金額が前年度の所得金額を上回ること。	
賃 上 げ 要 件	資本金 10 億円 以上かつ従業員 1,000 人以上 である場合	_____	継続雇用者給与等支給額の継続 雇用者比較給与等支給額に対す る増加割合が 1 % 未満(注)であ ること。
	上記以外	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超え ること。	
設備投資要件		国内設備投資額が減価償却費の総額の 30% 以下に留まること。	

(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては、0.5%未満とされる。

4 オープンイノベーション促進税制の拡充等

① スタートアップ企業要件の拡大

ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業等とスタートアップ企業の連携・協業（オープンイノベーション）を更に促進する観点から、大企業等からスタートアップ企業への出資に対して「その株式の取得価額の25%相当額の所得控除」を措置する特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例制度（いわゆるオープンイノベーション促進税制）について、出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満（現行：10年未満）とされる。

② 株式保有期間の短縮等

対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とされる。

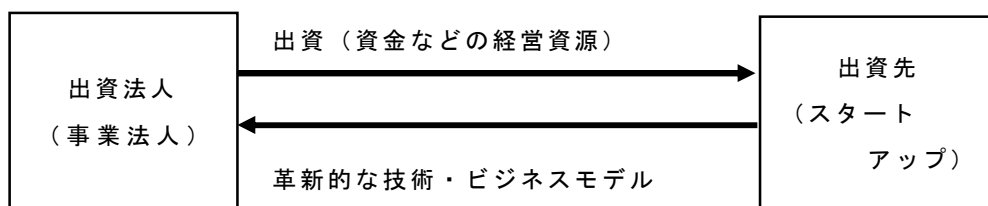
③ 特定事業活動に係る証明の要件

特定事業活動を継続する期間が3年（現行：5年）とされる。

④ 適用期間

令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年間延長される。
 なお、法人住民税及び法人事業税も同様とされる。

図表V-4 オープンイノベーション促進税制の拡充等



【現 行】5年間の株式保有

【現 行】設立10年未満の国内外非上場株式

【改正案】3年間の株式保有

【改正案】設立15年未満の国内外非上場株式(注)

(注) 売上高研究開発費比率10%以上の赤字会社が対象

5 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(いわゆるオフィス減税制度)の拡充等

① 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件

わが国は急速な人口減少局面にあり、その傾向は地方においてより顕著である。他方、コロナ禍において若者や企業の地方移転への関心が高まるなど、注目すべき変化も見られる。東京一極集中を是正する観点から、地方拠点強化税制について、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえて、次に掲げる見直しが行われる。

イ 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件について、「事業者の立地を目的として地方公共団体によって産業基盤となる情報通信環境が整備され、又は整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たすことが不要とされる。

ロ 特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門のために使用される事務所が追加される。

ハ 特定業務施設において常時雇用する従業員の数及び特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数に関する要件について、中小企業者の場合には1人以上(現行：2人以上)とされる。

② 対象資産

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年(現行：2年)を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等が対象とされる。

③ 取得価額要件

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げられる。

④ 適用期限

令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年間延長される。

なお、所得税も同様とされる。

6 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（いわゆる雇用促進税制）の拡充等

① 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件の見直し

上記5①と同じ。

② 適用要件

「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」との要件が廃止される。

③ 対象雇用者の範囲

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が追加される。

また、有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外される。

④ 雇用促進計画の提出期限

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から3月以内（現行：2月以内）とされる。

⑤ 適用期限

令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年間延長される。

なお、所得税も同様とされる。

7 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（いわゆる5G導入促進税制）の見直し

① 特に地方での基地局整備を加速させるための要件

5Gは地域の課題解決に資する重要な通信インフラであり、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準が、次のとおり見直される。

イ 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く。）の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであることとの要件が廃止され、5G高度特定基地局が追加される。

ロ ローカル5Gシステムについて、導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定される。

ハ 補助金等の交付を受けたものが除外される。

② リアルタイム通信などの5Gの特徴を最大限発揮する新たな技術等の要件
 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもの
 のうち、3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下、27GHz超28.2GHz
 以下又は29.1GHz超29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の要件
 が、次のとおり見直される。

イ 3.6GHz超4.1GHz以下又は4.5GHz超4.6GHz以下の周波数の電波を使用
 する無線設備に、多素子アンテナを用いないものが追加される。

なお、この改正は、過疎地域その他の条件不利地域（以下「条件不利地
 域」という。）にあつては令和4年4月1日以後に事業の用に供するものにつ
 いて適用され、その他の地域にあつては令和6年4月1日以後に事業の
 用に供するものについて適用される。

ロ マルチベンダー構成のものに限定される。

ハ スタンドアロン方式のものに限定される。

③ 税額控除率

税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進
 させる。

図表V-5 5G導入促進税制の課税の特例

対象事業者	現 行		改 正 案		
	税額控除(注4)	特別償却	税 額 控 除(注4)		特別償却
全国5G 導入事業者 (注1)	15%	30%	条件不利 地域(注2)	令和4年度：15%	30%
				令和5年度：9%	
				令和6年度：3%	
			その他の 地域	令和4年度：9%	
				令和5年度：5%	
令和6年度：3%					
ローカル5G 導入事業者 (注3)	15%	30%	令和4年度：15%		30%
			令和5年度：9%		
			令和6年度：3%		

(注1) 全国5Gシステムの対象設備：基地局の無線設備（屋外に設置する親局・子局）で、
 マルチベンダー化・スタンドアロン化されたものに限る。

また、その他地域については、多素子アンテナ・ミリ波対応のものに限る（令和5
 年度末まで）。

(注2) 別途定める過疎地域等が条件不利地域とされる。

(注3) ローカル5Gシステムの対象設備：基地局の無線設備・交換設備・伝送路設備（光
 ファイバを用いたもの）・通信モジュールで先進的なデジタル化の取り組みに利用さ

れているものに限る。

(注4) 控除上限：当期の法人税額の20%

④ 適用期限の延長

令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで3年間延長される。
 なお、所得税も同様とされる。

8 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた割増償却の創設

① 適用要件

農林水産物・食品の輸出をより一層拡大していくためには、輸出先国のニーズ等に対応するというマーケットインの発想に基づく取組みが重要であるとの観点から、青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用（輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度に限る。）には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却が可能とされる。

なお、所得税についても同様とされる。

② 用語の定義

「輸出事業用資産」とは、認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、次の要件等に該当するものとされる。

- ① 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと。
- ② 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと。

9 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）に係る法人事業税の所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率（現行：年400万円以下の所得の部分0.4%、年400万円を超え年800万円以下の所得の部分0.7%）が廃止され、標準税率が1%とされる。

この改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

図表V-6 法人事業税所得割の軽減税率の見直し

所得区分	税率	
	現行	改正案
年400万円以下	0.4% (1.44%)	1.0% (3.6%)
年400万円超 年800万円以下	0.7% (2.52%)	
年800万円超	1.0% (3.6%)	

(注) カッコ書きは、特別法人事業税相当分を含む税率とされる。

10 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

いわゆる混合配当事件（最高裁判決：令和3年3月11日）を受けて、資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が限度とされる。

また、出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とされる。

この改正は、令和4年4月1日から施行される。

11 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産（例：建設用足場、ドローン及びLED照明など）を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用（オペレーティングリース）に供する節税スキームが税務調査の現場において問題視されていた。

そこで、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供されたものが除外される。

なお、所得税についても同様とされる。

12 一括償却資産の損金算入制度の見直し

上記11の規定と同様の理由により、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供された資産が除外される。

なお、所得税についても同様とされる。

13 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

上記11の規定と同様の理由により、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供された資産が除外され、その適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

なお、所得税についても同様とされる。

14 適用期限の延長等

① 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

また、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

② 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

③ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置が租税特別措置法に規定され、不適用措置の適用期限が令和6年3月31日（現行：令和4年3月31日）まで2年延長される。

- ④ 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例は、適用期限が到来したため、その規定が削除される。
なお、所得税についても同様とされる。

VI 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

① 適格請求書発行事業者の登録

免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、課税期間の途中から登録が可能とされる。

また、課税事業者選択届出書を提出する場合とのバランスを考慮して、登録日の属する課税期間（令和5年10月1日の属する課税期間を除く。）の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度が不適用とされる。

この改正は、令和4年4月1日から施行される。

② 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の見直し

仕入明細書等による仕入税額控除は、売り手（課税仕入れの相手方）において課税資産の譲渡等に該当する場合に限定される。

この改正は、令和5年10月1日から施行される。

③ 電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置の適用

課税事業者（買い手）において免税事業者（売り手）から電子区分記載請求書が交付されたときには、電子区分記載請求書を保存する場合にも、課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（80%控除・50%控除）の適用が可能（現行：経過措置の適用不可）とされる。

この改正は、令和5年10月1日から施行される。

④ インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し

免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かを問わず、その棚卸資産に係る消費税額の全部（現行：80%控除・50%控除）が仕入税額控除可能とされる。

この改正は、令和5年10月1日から施行される。

⑤ 公売等において適格請求書を交付する場合の特例

公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者（滞納者）が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することが可能とされる。

この改正は、令和5年10月1日から施行される。

2 納税地の異動・変更手続の見直し

申請等の簡素化を図る観点から、個人事業者の消費税の納税地の変更に関する届出書及び納税地の異動があった場合の届出書の提出が不要とされる。

この改正は、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用される。

Ⅶ 国際課税

1 過大支払利子税制の見直し

国内にPEを有しない外国法人についても、所得に比して過大な利子を損金算入する租税回避行為が散見される。

そこで、国内にPEを有しない外国法人に係る国内源泉所得についても、対象純支払利子等に係る課税の特例(いわゆる過大支払利子税制)が適用される。この場合、PEを有する外国法人に係るPEに帰属しない国内源泉所得についても同様とされる。

この改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

なお、法人住民税及び法人事業税についても同様とされる。

2 外国税務当局との情報交換における情報の受領に関する規定の整備

租税条約等の相手国等の税務当局との情報交換において、その租税条約等に定めるところにより、その相手国等の法令の規定により収集された個人番号を受領することができること及びその手続が法令上明確化される。

この改正は、令和4年4月1日から施行される。

Ⅷ 納税環境整備

1 税理士制度の見直し

① 税理士の業務の電子化等の推進

税理士及び税理士法人は、「税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」旨の努力義務規定が創設される。この規定は、令和4年4月1日から施行される。

併せて、その取組みが進展するよう、業務の電子化に関する規定が税理士会及び日本税理士会連合会の会則に絶対的記載事項として追加される。この改正は、令和5年4月1日から施行される。

② 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し

税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応を行う。

この改正は、令和5年4月1日から適用される。

③ 税務代理の範囲の明確化

税理士又は税理士法人は、納税者からの委任に基づいて税務代理(「申告等」及び「申告等・調査・処分に関する主張・陳述」の代理・代行)が可能であり、税務代理を行うに当たって前提となる通知等(更正通知等)の受領行為

は、税務代理に該当するか否かが不明確であり、結果として、別途の委任状を作成する実務が存在していた。

そこで、税務代理を行うに当たって前提となる通知等（更正通知等）の受領行為は、税務代理に該当することが明確化される。

また、納税者・税理士等の利便性向上の観点から、税務代理に該当しない行為に関する代理関係についての記載欄を税務代理権限証書に設ける等、その様式の整備が行われる。

この改正は、令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書について適用される。

- ④ 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
税理士会及び日本税理士会連合会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任について、電磁的方法により行うことが可能とされる。
- ⑤ 税理士名簿等の作成方法の明確化
税理士名簿及び税理士法人の名簿、税理士又は税理士法人が作成する税理士業務に関する帳簿等について、電磁的記録をもって作成すること（現行：磁気ディスク等をもって調製すること）が可能とされる。
- ⑥ 税理士試験の受験資格要件の緩和
税理士試験の受験資格について、次の見直しが行われる。
 - イ 会計学に属する科目（簿記論・財務諸表論）の受験資格が不要とされる。
 - ロ 大学等において学識による受験資格を満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）を社会科学に属する科目（現行：法律学又は経済学）に拡充される。この改正は、令和5年4月1日から施行される。
- ⑦ 税理士法人の業務範囲の拡充
税理士法人が行うことができる業務の範囲は、税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）及び定款で定める財務に関する業務（財務書類の作成、会計帳簿等の記帳代行等）に限定されていたが、その業務範囲に、成年後見業務、租税教育の普及及び啓発の業務が追加される。
この改正は、令和4年4月1日から施行される。
- ⑧ 税理士法人社員の法定脱退事由の整備
税理士業務を停止された社員税理士を税理士法人から離脱することを明確化させるため、社員税理士の法定脱退事由に「業務停止」が追加される。
この改正は、令和4年4月1日から施行される。
- ⑨ 懲戒逃れを図る税理士等への対応
 - イ 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備
税理士業務の適正な運営を確保する観点から、税理士調査の対象に「元税理士」、「無登録で税理士業務を行っている税理士を名乗っている者（いわゆるにせ税理士）」が追加される（罰則あり）。また、対象者の関係人（使

用人・取引先銀行等)・官公署に対して、書面提供等の協力要請規定が設けられる(罰則なし)。

この改正は、令和5年4月1日以後に行われる調査・協力要請から適用される。

ロ 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設

在職中に税理士法違反を行った元税理士について、国税審議会の決議に基づき「懲戒処分を受けるべきであったことの決定」処分ができることとされ、この決定を受けた者に対して懲戒処分と同等の措置(再登録不可・官報公告)が適用される。

この改正は、令和5年4月1日以後にされた違反行為から適用される。

⑩ 懲戒処分等の除斥期間の創設

法的安定性の確保及び税理士における疎明資料等に係る負担軽減の観点から、税理士法違反後10年を経過したときは、懲戒手続が開始できないこととされる。

この改正は、令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用される。

⑪ 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等の記載書面について、簡明性向上の観点から様式の見直しが行われる。

この改正は、令和6年4月1日以後に提出する申告書添付書面から適用される。

⑫ 税理士試験受験願書等に関する様式の整備

税理士試験受験願書に関する様式について、旅行用写真を使用可能とするため写真の大きさ以外の制限が不要とされる。

2 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

① 適用要件

記帳水準の向上に資する観点から、納税者が、一定の帳簿(その電磁的記録を含む)に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税(輸入に係る消費税を除く。以下同じ)に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の職員から帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、図表Ⅷ-1に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%(図表Ⅷ-1の②に掲げる場合に該当する場合には、5%)に相当する金額を加算した金額とされる。

ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合(例:災害等の場合)は、この限りではない。

図表Ⅷ－1 帳簿の不保存又は記載不備の事実の範囲

- ① 国税庁等の職員に帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又はその職員にその提示若しくは提出がされた帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合(注)
(注) 「記載が著しく不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合とされる。
- ② 国税庁等の職員にその提示又は提出がされた帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合(上記①に掲げる場合に該当する場合を除く。)(注)
(注) 「記載が不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合とされる。

② 用語の定義

「一定の帳簿」とは、図表Ⅷ－2に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものとされる。

図表Ⅷ－2 一定の帳簿の定義

- ① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳(売上に係る部分に限る。)
- ② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿(売上帳・売掛帳・現金出納帳等)
- ③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿(売上帳・売掛帳・現金出納帳等)

③ 適用関係

上記①の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用される。

3 財産債務調書制度等の見直し

① 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者(所得基準:2,000万円超かつ財産基準:総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上)のほか、その年の12月31日

において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務者とされる。

この改正は、令和5年分以後の財産債務調書から適用される。

② 財産債務調書等の提出期限の緩和

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とされる。

なお、国外財産調書についても同様とされる。

この改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用される。

③ 提出期限後に提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用される。

なお、国外財産調書についても同様とされる。

この改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合から適用される。

④ 財産債務調書等の記載省略の範囲の拡充

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産（現金・美術品等を除く。）」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しが行われる。

この改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書から適用される。

4 地方税務手続のデジタル化

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた申告・申請の対象手続、電子納付の対象税目及び納付手段（スマートフォン決済アプリ・クレジットカード等による納付）が拡大される。

申告・申請の対象手続の拡大の改正は、令和4年4月1日から施行される。

電子納付の対象税目及び納付手段の拡大の改正は、令和5年4月1日以後の納付等から適用される。

5 修正申告書等の記載事項の整備

行政機関等に提供された情報について、同一の内容の情報の提供を要しないものとする基本原則（いわゆるワンスオンリーの原則）を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告前及び更正の請求前の課税標準については、その記載が不要とされ、別表第5表が廃止される。

なお、最終的な納付税額又は還付税額を算出する過程において必要な修正申告前及び更正の請求前の税額については、引き続き申告書第1表（現行：別表

第5表)に記載することとされる。

この改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税(課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する国税)に係る修正申告書又は更正請求書から適用される。

6 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上

事前登録としてマイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信(いわゆる本人確認の措置)をした者が、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等を行う場合には、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信(「署名用電子証明書のパスワード」の入力)が不要とされる。

この改正は、令和5年1月1日以後に行う申請等から適用される。

7 添付書面等記載事項の提供方法の拡充

添付書面等記載事項の提供方法について、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)による相続税の申告書の添付書面等記載事項(添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をいう。以下同じ)の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法が追加される。

この改正は、令和4年4月1日以後に行う申請等から適用される。

8 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が質問検査権に基づくその電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができるとされる。

9 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の見直し

現行制度では、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされている。このため、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者保険料及び保育料における影響を考慮して、所得税で総合課税、個人住民税で申告不要が選択されるケースが生じていた。

しかし、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体となって設計されてきたことなどを踏まえて、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる。また、この改正に伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件も所得税と個人住民税を一致させるよう規定の整備が行われる。

この改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所

要の経過措置が講じられる。

《引用文献》

- ・ 『令和4年度税制改正大綱』（令和3年12月24日閣議決定）
- ・ 税制調査会資料
- ・ 経済産業省資料『令和4年度経済産業関係税制改正について』（令和3年12月）
- ・ 中小企業庁資料『令和4年度改正の概要について（中小企業・小規模事業者関係）』（令和3年12月）
- ・ 金融庁資料『令和4年度税制改正について』（令和3年12月）
- ・ 内閣府資料『令和4年度税制改正要望結果』（令和3年12月）
- ・ 国土交通省資料『令和4年度国土交通省税制改正要望概要』（令和3年12月）

《参考文献》

- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 法人税法』（第一法規）
- ・ 武田昌輔監修『DHCコンメンタール 所得税法』（第一法規）
- ・ 拙者著『Q & A 知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務－平成24年度版～平成27年度版－』（大蔵財務協会）
- ・ 拙者著『Q & A でわかる税制改正の実務－平成28年度版～令和3年度版』（中央経済社）

以上